

## 報告第 1

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

## 別紙

### 専 決 処 分 書

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 工 事 名 西小学校新校舎新築工事
- 2 施 工 箇 所 白岡市西小学校地内（白岡市西6丁目3番1の一部）
- 3 変更請負額 291,450,500円（170,500円増）  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 26,495,500円）
- 4 変 更 理 由

本工事の施工にあたり、着工後に現地調査を実施した結果、当初設計時点では把握が困難であったコンクリート平板等の障害物が確認され、その撤去が必要となった。また、既存の高架水槽接続箇所についても、想定以上に老朽化が進行しており、当初設計の改修方法では既存設備を破損させるおそれがあることが判明した。

このため、工事の安全性を確保し、安全かつ適切に施工するため、工事内容を見直すものである。

- 5 請 負 業 者 埼玉県上尾市原市中1丁目7番地8  
千代本興業株式会社  
代表取締役 千代 達也

令和8年7月23日

白岡市長 藤井 栄一郎